

2016年5月27日

各位

会社名 株式会社レナウン  
代表者 代表取締役社長 北畑 稔  
(コード番号 3606 東証第一部)  
問合せ先 広報・IR室長  
櫻井 慎吾  
(TEL: 03-4521-8089)

## 支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(2016年2月29日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所
		直接所有分	合算対象分	計	
山東如意科技集团有限公司	親会社	33.11	—	33.11	—
濟寧如意投資有限公司	親会社	20.22	33.11	53.33	—

### 2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称	山東如意科技集团有限公司
その理由	山東如意科技集团有限公司と濟寧如意投資有限公司との間で締結された議決権行使委任契約に基づき当社の議決権を行使できるため

### 3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

当社は、濟寧如意投資有限公司（以下「濟寧如意」といいます。）及び山東如意科技集团有限公司（以下「山東如意」といいます。）との間で、2013年4月12日付で資本業務提携契約（以下「2013年資本業務提携契約」といいます。）を締結すると共に、2013年12月25日付で濟寧如意に対する第三者割当による新株式発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を実施したことにより、如意グループ（濟寧如意及び山東如意並びにそれらの子会社・関連会社をいいます。）との提携関係をより一層強化し、両社が持つ経営資源を最大限活用し、更なる国内事業基盤の強化と海外事業の成長、拡大を目指して、各種施策に取り組んでおります。

2013年資本業務提携契約において、如意グループ保有の当社株式の議決権が当社の総株主の議決権数に占める比率が50%超の場合に、当社が借入れによる資金調達を行う場合、如意グループは、中国対外担保規制その他の適用ある規制上許容される限りにおいて、如意グループによる保証その他の信用供与等について最大限の協力をするものとしております。

当社は、山東如意との間で合弁会社を有しており、当社と当該合弁会社の間には、アパレル製

品の販売に関する取引関係があります。

また、人的関係につきましては、取締役9名のうち、如意グループから5名を受け入れております。

当社の取締役の過半数は如意グループの関係者が占めておりますが、当社の経営上の重要事項につきましては、取締役会等における討議及び決議を行い、当社として独自の経営判断を行っております。また、2013年資本業務提携契約においても、如意グループは、原則として、当社指名取締役による経営方針の遂行及び業務執行を最大限尊重するものとされており、上場会社として一定の独立性は確保されております。

(役員・取締役の兼務状況)

(2016年5月27日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
取締役	白 文 会	山東如意科技集団有限公司副総裁 濟寧如意投資有限公司副総裁	業務上の連携、業務の執行力を高め、当社の経営強化を図るため
取締役	崔 強		同上
取締役	邱 亜 夫	山東如意科技集団有限公司董事長 濟寧如意投資有限公司董事長	業務上の連携を高め、当社の経営強化を図るため
取締役	孫 衛 嬰	山東如意科技集団有限公司副董事長兼執行 総裁 濟寧如意投資有限公司董事兼執行総裁	同上
取締役	邱 晨 冉	山東如意科技集団有限公司副総裁	同上

(注) 当社の取締役9名、監査役3名のうち、親会社等との兼任役員は当該5名のみである。

(出向者の受け入れ状況)

(2016年5月27日現在)

部署名	人数	出向元の親会社等又はそのグループ企業名	出向者受入れ理由
生産統括部	4名	同上	海外生産部門の強化及び技能実習の受入れのため

4. 支配株主等との取引に関する事項

2016年4月14日に開示した「平成28年2月期 決算短信」の22ページ「(関連当事者情報) 1 関連当事者との取引」に記載のとおりです。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、親会社との取引等を行う際においても、親会社等の影響を受け不当に有利な取引を行うことがないように、取引条件が第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、公正かつ適正に決定しております。また、当社取締役会は、取引条件の妥当性等について、十分に審議した上で、当該取引が当社の利益を害するものでないと判断しております。なお、当社取締役会においては、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役や独立社外監査役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら多面的な議論を経ております。

以上のことから、当社は、親会社との取引等を行う際において、親会社の影響を受け、親会社に不当に有利な取引、投資、事業展開を行うことがないようにすることにより、少数株主の保護を図っております。

以 上